

別紙

諮問第1073号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇消防署〇〇救急隊の救急出場に関する小隊活動記録票」ほか3件を一部開示とした決定について、審査請求人が開示を求めている部分を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年〇月〇日〇時頃、〇〇ビル（〇〇区〇〇〇丁目〇ー〇）〇階で発生した救急事故に出動した救急隊が作成した救急活動記録」の開示請求に対し、東京消防庁消防総監が平成28年12月27日付けで行った一部開示決定について、非開示とされた部分のうち、傷病者の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 開示を求める事項

〇〇消防署〇〇救急隊が平成28年〇月〇日〇時頃、〇〇ビル（〇〇区〇〇〇丁目〇ー〇）〇階〇〇号室前から搬送された傷病者の搬送記録（氏名、住所、電話番号、携帯電話番号）

(イ) 開示を求める理由

平成28年〇月〇日〇時頃、〇〇ビル〇階〇〇号室前の通路で、通行人が携帯電話を手にして転倒し、通路に面した審査請求人事務所のガラスを破損させ、出血したまま横臥していた。同ビル関係者がそれを発見して、同ビル管理組合の警備員に連

絡を取り、警備員がすぐ119番通報し、救助を求めた。なお、その時、当該傷病者は、足が滑って転倒したと言っていた。その後、〇〇消防署〇〇救急隊が現場に到着し、すぐさま当該傷病者を救急病院に搬送した。しかし、その後の状況はわからない。

この事故で、審査請求人事務所の通路側のガラス1面が割れ、損害が発生している。

傷病者に関する情報については、当日の救急隊と搬送先の救急病院が知るのみで、審査請求人には全く知らされていない。

損害賠償請求をしようと思い、傷病者に関する情報を当該消防署に照会したが、個人情報等を理由に回答してもらえなかった。総務省消防庁に連絡をしたところ、弁護士会を通してほしいとのことであった。

しかし、弁護士会の照会に対し、当該消防署の回答は「照会を求める理由にあげられた内容から、当庁が回答することの正当性が判断できないため、回答できません。」との内容であった。その意味が判然としない。

このように、当該消防署が回答しなければ、審査請求人は、本件に関し、泣き寝入りせざるを得ない。審査請求人は、当該傷病者の不注意により損害を受けているのである。傷病者は損害賠償の責任を負うのは言うまでもない（民法709条）。しかし、公の団体（消防署）が、正当な理由もなく、審査請求人の傷病者に対する過失責任を求める道を阻止している。公の団体は、社会の秩序（法律・条例）を維持するためにあるはずである。にもかかわらず、消防署は、私人間の損害の発生についての調整を定める民法709条を踏みにじっており、「正当性が判断できない」などと言っているのである。

なお、消防署が「正当性が判断できない」などと言っている理由は判然としないが、推測するに、個人情報の保護のことを言っているものと思われる。

確かに、条例7条によると、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」については開示することができないとされている。しかし、それには例外が設けられており、「人の…財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示することと定められている。

いずれにせよ、事故に際し人命救助を優先し、その後で傷病者に関する情報は知らされるものと認識していた善意の市民に対し、消防署は法律・条例を無視した対

応をしているのである。

そこで、条例に基づき、東京消防庁消防総監宛てに本件開示請求を行った。一部開示がその回答である。しかし、それは、一部開示と言っているが、当方にとっては、全部非開示と同じ意味でしかない。当方の必要とする内容は全て黒塗りで埋められているからである。

イ 意見書における主張

審査請求人としては、傷病者がどのような負傷をして、消防署がそれにどう対応したかなど、関知するところではない。傷病者が自らの過失で転倒し、当方のガラスに損害を与え、その損害賠償責任を負おうとしないので、相手方である傷病者の氏名、住所を知りたいだけである。それを知るには、〇〇消防署と搬送された救急病院に対して以外にそれに関する情報の提供を求めることができないのである。

処分庁は、「非開示により保護される利益と開示により保護される利益を比較衡量し、その結果、後者が前者に優越すると認められるときに開示が義務付けられるものである」という。

本件では、搬送された傷病者が自らの過失で他人事務所のガラスに倒れ掛かり、それを破損させ、自ら負傷したのである。その場で救助し、消防署に通報した審査請求人に対して、どうして傷病者の氏名、住所を知らせないのかを問うているのである。その場では救助を優先すべきであって、傷病者の氏名、住所を聞くことができるわけがない。

搬送された傷病者に関する情報が傷病者の不注意により被害を受けた審査請求人に開示された場合、そのことで傷病者の利益が害されるのであろうか。その情報が開示されることによって、傷病者は損害賠償責任を負うが、それは社会生活上のルールに従うに過ぎないし、法律上当然の義務であって、それは保護される利益ではない。むしろ、情報が開示されないことによって、審査請求人は社会のルールに従って請求することができる利益（法律上の権利）を失うのである。

処分庁は、開示・非開示を判断する場合、「開示請求者（審査請求人）の事情は判断の基礎とはなりえず、当該対象公文書に記載された情報自体から判断しなければならない」と言う。しかし、このような主張は、情報公開制度の趣旨を曲解するものである。この制度は、開示が原則であり、非開示は例外のはずである。非開示を判断す

るに際し、開示請求者の事情を勘案しないのであれば、「人の生命、健康、生活又は財産を保護する」ことはできないし、公正な判断もできない。それは、かつての切り捨て御免の屁理屈としか思えない。

「公にすることが必要と認められる情報」は何ら含まれていないというなら、審査請求人の開示を求める主張に対し、さらに納得できる理由を付して、きちっと答えてほしい。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件各対象公文書は、相互に関連性を有し、一体として管理されており、非開示情報を含む記載内容全体が傷病者の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 審査請求人は、傷病者が審査請求人の事務所のガラスを割ったことを理由とする損害賠償請求のために傷病者の個人識別情報が必要であることから、審査請求人の財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報であり、条例7条2号ただし書口に該当するものと主張する。

そもそも、条例7条2号ただし書口は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。すなわち、非開示により保護される利益と開示により保護される利益とを比較衡量し、その結果、後者が前者に優越すると認められるときに開示が義務付けられるものである。

審査請求人は、傷病者が審査請求人の事務所のガラスを割ったという審査請求人個人の個別具体的な事情を述べるが、条例は開示請求者と開示請求に係る公文書との関係について制限を設けず、何人も公文書の開示を請求することができるとしているため、何人の請求であっても同様に非開示事由に当たるか否かの判断をするものであり、公文書

の開示において開示請求者（審査請求人）の事情は判断の基礎とはなりえず、当該対象公文書に記載された情報自体から判断しなければならない。

本件各対象公文書についてみると、本件非開示部分の記載には傷病者を含めた人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報は何ら含まれていないことから、本件非開示部分は条例7条2号ただし書に該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|-----------------------|
| 平成29年 5月10日 | 諮問 |
| 平成29年 8月29日 | 新規概要説明（第154回第三部会） |
| 平成29年 9月20日 | 審議（第155回第三部会） |
| 平成29年10月24日 | 実施機関から説明聴取（第156回第三部会） |
| 平成29年10月27日 | 実施機関から理由説明書收受 |
| 平成29年11月27日 | 審査請求人から意見書收受 |
| 平成29年11月28日 | 審議（第157回第三部会） |
| 平成29年12月19日 | 審議（第158回第三部会） |
| 平成30年 1月26日 | 審議（第159回第三部会） |

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具

体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 救急活動記録について

救急活動記録については、東京消防庁救急業務等に関する規程（平成25年8月28日消防庁訓令第30号）56条1項において、救急隊は出場の都度、救急活動に関する記録を救急活動記録システムにより作成するとともに、救急活動に関する書類のうち救急部長が定めるものを保存するものとする旨規定している。さらに、東京消防庁救急業務等に関する規程事務処理要綱（平成25年8月28日25救管第251号救急部長依命通達）において、救急活動記録システムにより作成する記録の様式（別記様式第35号 小隊活動記録票、別記様式第36号 傷病者記録票（基本情報）、別記様式第36号の2 傷病者記録票（観察・救急処置）、別記様式第36号の3 傷病者記録票（医療機関選定）等）が定められている。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は「平成28年〇月〇日〇時頃、〇〇ビル（〇〇区〇〇〇丁目〇ー〇）〇階で発生した救急事故に出動した救急隊が作成した救急活動記録」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「様式第35号 小隊活動記録票」（以下「本件対象公文書1」という。）、「様式第36号 傷病者記録票（基本情報）」（以下「本件対象公文書2」という。）、「様式第36号の2 傷病者記録票（観察・救急処置）」（以下「本件対象公文書3」という。）、「様式第36号の3 傷病者記録票（医療機関選定）」（以下「本件対象公文書4」という。）を特定し、救急隊の取扱いを受けた傷病者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所等のほか、救急隊が覚知してから医師に引き継ぎ帰署するまでの状況、傷病者の容体等の情報は条例7条2号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 審査会の判断事項について

審査請求人は、実施機関が非開示とした部分のうち、傷病者の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号について開示を求めている。

審査会が見分したところ、本件対象公文書2の「傷病者基礎情報」欄中の「電話番

号」欄は、傷病者の電話番号を記載することが予定された欄であると認められるが、本件においては、同欄には記載がなく、空欄のまま開示されており、また、その他本件対象公文書1から4までにおいて非開示とされた部分には傷病者の電話番号又は携帯電話番号について記載された部分はないことから、傷病者の電話番号及び携帯電話番号については開示、非開示の判断をしない。

したがって、審査請求人が開示を求める部分に該当するのは、本件対象公文書2の「傷病者基礎情報」欄中の「氏名」及び「住所」欄、本件対象公文書3の「氏名」欄及び本件対象公文書4の「氏名」欄（以下併せて「本件非開示情報」という。）であると認められることから、審査会は、本件非開示情報の非開示妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

本件非開示情報は、救急隊により搬送された傷病者の氏名、住所の情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハには該当しない。

また、審査請求人は、本件非開示情報は同号ただし書ロに該当する情報であり開示

されるべきであるとの主張をしているが、本件においては、審査請求人の財産を保護するため、特定の個人を識別することができる情報を公にすることが必要であるとの公益上の必要性を認めるべき特段の事情は存しないことから、本件非開示情報は同号ただし書口には該当しない。

したがって、本件非開示情報は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋